

モーネ 会 則

第1条 名 称

本会は、モーネと称する。

第2条 事務所

本会は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第3条 目 的

本会は、自然体験活動を通して青少年に新しい“発見”と、一生の思い出に残る体験を提供することを目的とする。

第4条 活動の種類

第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- 1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 2 子どもの健全育成を図る活動
- 3 社会教育の推進を図る活動
- 4 まちづくりの推進を図る活動
- 5 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 事業の種類

本会は、第3条の目的を達成するため、活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1 自然体験事業
- 2 学習・文化事業
- 3 スポーツ事業
- 4 レクリエーション事業
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条 会 員

本会は、この会の目的に賛同し入会した18歳以上の者を会員とする。

第7条 入 会

趣旨に賛同し、入会を希望するものは入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

第8条 入会金及び会費

入会金及び会費の納入は不要とする。

第9条 退 会

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

第10条 役 員

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

第11条 役員構成

- 代 表 1名
副代表 1名以上2名以内
監 事 1名

第12条 役員選任

役員（代表、副代表、監事）は会員の互選で選任する。

第13条 役員職務及び任期

- 1 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会の活動及び会計を監査する。
- 4 各役員は兼務する事ができない。
- 4 任期は1年とし再任を妨げない。

第14条 総 会

- 1 総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。
- 2 総数の3分の2以上の出席者（委任状を含む）によって成立する。
- 3 議決権は一人1票とし、1/2以上の賛成をもって議決するものとする。

第15条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 会則の変更

会則の変更は役員で決定する。

第17条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員で決定する。

(附則)

本会則は令和4年10月18日から実施する。

(設立年月日)

令和3年7月12日